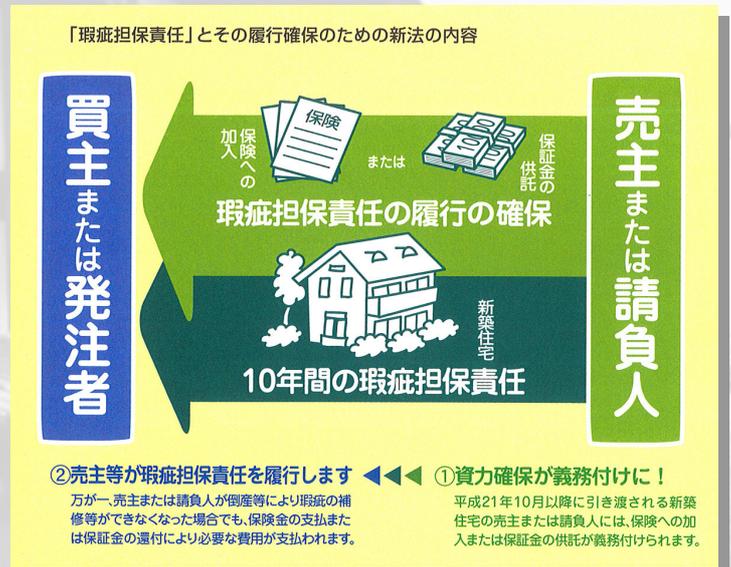


第2回 待ったなし！住宅瑕疵担保履行法 伝統構法への対応はどうなるのか？

住宅瑕疵担保履行法が今年の10月1日より施行されます。まだ、半年あるということでは対応できません。10月1日以降に引渡し住宅物件すべてがその対象となり、現在、建設中の住宅でも対象となる可能性があります。すでに、待ったなしの状況です。

国土交通省では昨年来、この制度の周知のために各地で講習会等を行っています。しかし、土壁や板壁、外壁真壁造、構造的な特性など伝統構法の仕様に対する扱いが不確かであったり、保険の受け皿である保険法人の定める設計施工基準がこれらの多様な仕様に対応しきれていない状況など、具体的な課題も見えてきました。

実務への混乱を小さくするために、法施行半年に迫った今、行政と保険法人が伝統構法について整理、検討している内容を確認し、さらに現場から考えられる課題についての認識を深める勉強会を2部構成で行います。



※講習会テキストより

【日時】平成21年5月16日(土) 13:30～16:30(開場 13:00)

【会場】トラック会館 6階会議室

東京都新宿区四谷3-2(地下鉄四谷三丁目駅徒歩2分)

【講師】1部：国土交通省住宅局 住宅瑕疵担保対策室 豊嶋太郎氏
2部：(財)住宅保証機構 技術担当者

【内容】住宅瑕疵担保履行法と伝統構法に関する課題発見と解決法を探ります。
参加者からの疑義、質問等への対応も予定しています。

【定員】60名(申込順、定員になり次第締切)

※住宅瑕疵担保履行法に関する講習を受講し、その基本的な内容を理解している方

【参加費】1,000円

【申込・問合せ】これ木連事務局(NPO日本民家再生リサイクル協会内) 担当：金井)

TEL：03-5216-3541 FAX：03-5216-3542

Eメール：info@minka.jp

【締切】5月13日(水)

参加者1名ごとに、氏名、所属、電話、
ファクス、メールアドレスを明記のこと。

【主催】これからの木造住宅を考える連絡会

財団法人住宅産業研修財団 優良工務店の会
職人がつくる木の家ネット
NPO伝統木構造の会
有限責任中間法人 日本曳家協会
NPO日本民家再生リサイクル協会
NPO緑の列島ネットワーク



※これからの予定：6月20日企画 以降毎月第3土曜日開催予定。



講習会で使われたテキスト

平成21年10月1日の法律の本格施行に向け、同日以降の新築住宅の引渡しに際し、瑕疵担保責任の履行のための資力確保措置（供託又は保険加入）が義務づけられることから、法制度の内容や資力確保措置の手続き等の実務について、住宅事業者にあまねく周知を図る。という趣旨で、建設業、不動産・宅建業等を対象に全国各地で講習会が平成20年度内に開催されました。

主催：住宅瑕疵担保履行法講習会協議会

共催：(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

◇瑕疵担保履行法に関する保険法人等の情報は
一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会
<http://kashihoken.or.jp/>

※第2回目の勉強会は上記講習会の受講内容を理解している方を対象とします。

.....**申し込み**.....

(メール申し込みの場合は下記内容を info@minka.jp まで)

◆連続講座「伝統構法を考える勉強会」

第2回「待たなし！住宅瑕疵担保履行法 伝統構法への対応はどうなるのか？」に参加します。

氏名：		会社：		所属する 団体等：	
連絡先 TEL：		連絡先 FAX：		連絡先 Eメール：	
氏名：		会社：		所属する 団体等：	
連絡先 TEL：		連絡先 FAX：		連絡先 Eメール：	
氏名：		会社：		所属する 団体等：	
連絡先 TEL：		連絡先 FAX：		連絡先 Eメール：	

FAX 03-5216-3542